

JU ジャナイト自動車物件掲載遵守事項

当社は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下「本会」という）に対して、JU ジャナイト（以下「本サイト」という）への掲載および本サイトへの中古車物件入稿・問合せ回答システム（以下「本システム」）の利用にあたり、以下の事項を誓約いたします。

第1条（エンドユーザーに対する回答義務と利用権限の制限）

1. 当社は、本サイトに掲示された自己の自動車物件広告に対する本サイトの利用者（以下「エンドユーザー」という）からの問合せメールがあった場合、問合せ当日を含め3日以内に誠実な回答を行うものとします。
2. 理由の如何を問わず、当社が前項に定める期間内に回答を行わなかった場合、本会はエンドユーザーに対し、該当物件の商談は不可能との返信メール（以下「期限切れメール」といいます）を送るものとします。
3. エンドユーザーに前項の期限切れメールが送られた後は、当社から該当の問合せメールに対する回答メールは送ることができなくなります。
4. エンドユーザーから、本会に対し、当社の回答状況についての問合せやクレームが来た場合、本会は当社に対し、事実の確認および必要に応じて誠実な回答を行うよう勧告するものとします。
5. 本会は、エンドユーザーに対する誠実な回答が行われていないと本会が判断した場合、当社の本システム利用権限を停止することができるものとします。
6. 本会は、当社によってエンドユーザーに対する過剰な連絡や訪問等がなされていると本会が判断した場合、当社の本サービス利用権限を停止することができるものとします。

第2条（自動車物件の登録等にかかる遵守義務）

1. 当社は、本システムにより自動車物件を入稿する場合、コーションプレートまたは車検証を写した写真画像を登録するものとします。
2. 当社は、前項各項に基づき入稿した自動車物件について、商談、その他の理由により、他の消費者が商談できる余地がない場合（次の各号に定める場合を含むものとしますが、これらに限られません）、速やかに、本サイトから当該物件の掲載を削除するものとします。
 - (1) 申込金の支払いが行われた場合
 - (2) 口頭契約が成立した場合
 - (3) 書面契約が成立した場合
 - (4) 業者間取り引き（オートオークションへの出品含む）が発生した場合
3. 本サイトに掲示された自動車物件に関し、非現車（実在しない自動車物件をいい、以下同様とします）が存在する旨の疑いが生じた場合、当社は、その事実確認およびその後の事後対応に関し、本会に誠実に協力するものとします。なお、本サイトに非現車が掲載されたことにより、本サイトの利用者に損害が発生した場合には、当社は非現車が掲載された理由の如何を問わず、当該損害を賠償する責任を負うものとし、本会に一切の損害を与えないものとします。

以上